

税務調査の連絡

税務当局の税務調査は会計事務所にまず連絡するようにと税務署に通知する事が出来るようになりました。

朝令暮改といえばそれまでですが、平成 25 年 1 月から法律が改正され税務調査に行くときは、まず会社に連絡する、会社が同意すれば会計事務所に連絡を行うというのが原則となりました。このため、最近税務調査を受けたお客様の中には色々と混乱があったように聞いております。

前回の改正以前は、まず税務当局から会計事務所へ税務調査をしたいとの連絡がきて、会計事務所が税務署と会社、会計事務所自身の日程調整をして税務調査に対応するのがルールでしたが、これがいきなり納税者（税金を払っている会社）へ連絡がいくため混乱が生じた訳です。

ある日突然、税務署から調査の連絡が会社（原則は社長）や個人（所得税や相続税）にきて対応に困った経験のある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

という事で批判の声が強く、法律が再度改正されました。

平成 26 年 7 月 1 日以後に行う政務調査の事前通知については、納税者（税金を払っている会社や個人）が予め申告書等に付けている税務代理権限書に、会計事務所へまず連絡をしてほしいと記載している場合は、会社や個人への事前連絡通知は行わない事とされました。

単純に言えば、改正前のやり方に戻すことも選べるということです。勿論、今年の 7 月以降もまず会社に連絡が欲しいと希望される場合には、その旨を記載した税務代理権限書を申告書に付けて出せばいいのですが、一般的にはまず会計事務所と相談してほしいという通知を出す人の方が多いでしょう。



中小企業の会社でも M&A が増えている

ある経営者の集まりで、事業承継について話をする機会を与えてもらいました。

当事務所でよくやっている事業承継とは、オーナー社長から子供へ株を渡す時の贈与税や相続税の軽減の話。いわゆる節税対策の話です。税金以外の話をしてほしいとの事で色々と調べてみました。

今、20人以上の従業員がいるような中小企業でも少し大きな企業では息子や娘が後を継ぐケースは全体の43%、息子・娘以外の親族が継ぐケースが11%、そして親族以外の役員・従業員が経営者に昇格するケースが25%との事。

差引の21%は社外の第三者です。社外の第三者とは、親会社から来てもらったりもするのですが、当然M&Aも含まれています。(中小企業白書 2013年版)

私どものお客様の経験でも、幹部社員に株式を譲られたケースもありますし、あるいは全くの第三者に株を譲られたケース(このため私どものお客様ではなくなりました、残念)もあります。

いずれもお子様はいらっしゃいましたが、会社の事業には関心がなく別の道を歩まれていた所です。また毎年、いくつかの会社や病院のM&Aを手伝わせて頂いておりますが、それぞれ事情があります。

正確にはM&Aが何%あるのか知りませんが、中小企業庁では事業承継の引継ぎを支援するため、企業のマッチング(いわゆるM&Aです)を行う為に事業引継支援センターなどを作っており、年間700件程度の相談に応じているとの事です。

また、日本M&Aセンター(東証一部上場)のように、M&Aを仲介して商売にしていく会社も出てきています。ちなみにこの会社は4年間で売上高3倍です。

銀行等でもM&Aのチームを作り、ソリューションチームと呼んでいます。しかし、その手の持ってくる案件は売手サイドに立っているため提示されている価格が高いように思います。

基本的には、売主を見つけるのが先でしょうから売主の要望を強く聞かなければならないのですが、買手側からいうと採算が合わなければ話が成り立ちませんのでいわゆる収益還元価格で評価を行うとかなり割高な案件が多いようです。

20年前は90%が息子か娘、もしくは親族への事業承継だった事と比べてみますと、世の中変わってきているのですね……。